

受付印	収入印紙貼付欄	収入印紙 1000 円	確認印
		予納郵券 円	
		備考欄	

配偶者暴力等に関する保護命令申立書 (□ 再度の申立て)

札幌地方裁判所民事第4部 御中

令和 年 月 日

申立人 _____ 印

当事者の表示

申立人

(郵便番号) ー

(住所)

(電話番号) ()

ふりがな
(氏名)

(生年月日) 昭和・平成 年 月 日生

相手方

(郵便番号) ー

(住所)

(電話番号) ()

ふりがな
(氏名)

(生年月日) 昭和・平成 年 月 日生

添付書類（ 内にしを付したものの。）

戸籍謄本

住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載がされていないもの）

※ 戸籍謄本及び住民票の写しは原本提出

甲号証写し 各2通

写真（甲第 号証） 診断書（甲第 号証） 陳述書（甲第 号証）

不動産全部事項証明書（甲第 号証） 建物賃貸借契約書（甲第 号証）

生活の本拠を共にしている（していた）ことを示す書面（甲第 号証）

（甲第 号証） （甲第 号証）

子（子が15歳以上の場合）の同意書（甲第 号証）

親族（同居の子、相手方と同居している者を除く。）等の同意書（甲第 号証）

宣誓供述書（甲第 号証）

※同意書及び宣誓供述書は、原本及び写し2通提出

保護命令謄本写し（再度の申立ての場合）

申立ての趣旨

(ただし、□については□内にしを付したもの)

□〔接近禁止命令〕

相手方は、命令の効力が生じた日から起算して1年間、申立人の住居（相手方と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において申立人の身边につきまとい、又は申立人の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならない。

□〔電話等禁止命令〕

相手方は、申立人に対する接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年間、申立人に対し、次の各行為をしてはならない。

- ① 面会を要求すること。
- ② その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- ③ 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- ④ 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）2条1号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をする事。

上記「電子メールの送信等」とは、次のア、イのいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう（以下同じ。）。

ア 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）2条1号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

イ 上記アに掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、特定の個人がその入力する情報を電気通

信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用するものを用いて通信文等の送信を行うこと。

- ⑤ 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
- ⑥ 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- ⑦ その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- ⑧ その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- ⑨ その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）2条1項1号に規定する位置情報をいう。以下同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で、同法2条4項に規定する衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録として記録し、又はこれを送信する機能を有するものをいう。以下同じ。）（次の⑩に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を次の「位置情報の取得方法」記載の方法により取得すること。

「位置情報の取得方法」

- ア 位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された位置情報を視覚により認識することができる状態にして閲覧する方法
- イ 位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法（当該電磁的記録を他の記録媒体に複写する方法を含む。）

ウ 位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法（当該方法により取得された位置情報を他人の求めに応じて提供する役務を提供する者から当該役務を利用して当該位置情報の提供を受ける方法を含む。）

- ⑩ その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他次の「その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為」記載の行為をすること。

「その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為」

ア その所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること。

イ 位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること。

ウ その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和35年法律第105号）2条1項9号に規定する自動車、同項10号に規定する原動機付自転車、同項11号の2に規定する自転車、同項11号の3に規定する移動用小型車、同項11号の4に規定する身体障害者用の車又は道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）1条1号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。

□〔退去等命令〕※以下の「□6か月間」は、相手方と共に生活の本拠としている住居の所有者又は賃借人が申立人のみである場合に選択可能

相手方は、命令の効力が生じた日から起算して□2か月間、□6か月間、申立人と共に生活の本拠としている住居から退去せよ。

相手方は、命令の効力が生じた日から起算して□2か月間、□6か月間、申立人と共に生活の本拠としている住居の付近をはいかいしてはならない。

□〔子への接近禁止命令〕

相手方は、申立人に対する接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年間、下記子の住居（相手方と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において下記子の身辺につきまと

い、又は下記子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならない。

〔子への電話等禁止命令〕

相手方は、申立人に対する接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年間、下記子に対し、上記〔電話等禁止命令〕記載の②から⑩までの各行為（ただし、⑤に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならない。

〔親族等への接近禁止命令〕

相手方は、申立人に対する接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年間、下記親族等の住居（相手方と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において下記親族等の身辺につきまとい、又は下記親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならない。

申立費用は相手方の負担とする。

との裁判を求める。

記

[子への接近禁止・電話等禁止を求める場合の子の表示]

(1) ^{ふりがな}氏名 (平成・令和 年 月 日生)

(2) ^{ふりがな}氏名 (平成・令和 年 月 日生)

(3) ^{ふりがな}氏名 (平成・令和 年 月 日生)

[親族等への接近禁止を求める場合の親族等の表示]

(1)住所（住所が知れていないときは、勤務先・学校等の所在地・名称）又は申立人との関係

ふりがな
氏名

（昭和・平成・令和 年 月 日生）

(2)住所（住所が知れていないときは、勤務先・学校等の所在地・名称）又は申立人との関係

ふりがな
氏名

（昭和・平成・令和 年 月 日生）

申立ての理由

(ただし、□については□内にしを付したもの)

1 私と相手方との関係は、次のとおりです。

(1) 私の職業 []

(2) 相手方の職業 []

(3) □ 私と相手方以外の家族関係は次のとおりです。

(氏名) (年齢 歳、続柄) □同居 □別居

(氏名) (年齢 歳、続柄) □同居 □別居

(氏名) (年齢 歳、続柄) □同居 □別居

(氏名) (年齢 歳、続柄) □同居 □別居

(氏名) (年齢 歳、続柄) □同居 □別居

(4) [次の項は、申立人と相手方の間に婚姻関係があるか否かを選択のうえ、記載してください。]

ア [□申立人と相手方との関係が婚姻関係(事実婚を含む。)の場合]

□ 私と相手方は、平成・令和 年 月 日に婚姻届を提出した夫婦です。

□ 私は相手方とは婚姻届を提出していませんが、昭和・平成・令和 年 月 日から夫婦として生活しています。

□ 事実婚と認められないとしても、イ記載のとおり交際関係です。

□ 私は令和 年 月 日に相手方と離婚(事実婚を解消)しました。

イ [□申立人と相手方との関係が婚姻関係以外の場合]

□ 私と相手方は、平成・令和 年 月 日から交際関係にあります。

□ 私と相手方は、平成・令和 年 月 日に交際関係を解消しました

□ 相手方と共にする(共にしていた)生活の本拠は、

□ 当事者の表示記載の相手方の住所

□ その他 ()

□ 私と相手方の共同生活は、婚姻関係における共同生活に類似するもので、その事情は次のとおりです。

(証拠 □ の写真 □ 契約書写し □)

〔以下の(5)～(7)は、婚姻関係のありなしを問わず記載してください。〕

(5) 同居を開始した日：平成・令和 年 月 日

(6) 私と相手方は、現在、同居（生活の本拠を共に）しています。

ただし、令和 年 月 日から一時的に避難しています。

私の物（ ）は、まだ当事者の表示記載の申立人の住所にあります。

平成・令和 年 月 日から別居（生活の本拠を別に）しています。

(7) 相手方と共に生活の本拠としている住居は、

私のみが所有し、又は私のみの名義で賃借しています。

（証拠 不動産登記事項証明書 建物賃貸借契約書写し ）

相手方が所有し、又は相手方名義で賃借しています。

その他（ ）

2 既に発令された保護命令事件の事件番号等は、次のとおりです。

(1) 地方裁判所 平成・令和 年（配子）第 号
発令年月日 平成・令和 年 月 日

（ 退去等 接近禁止 電話等禁止 子への接近禁止 子への電話等禁止
 親族等への接近禁止）

(2) 地方裁判所 平成・令和 年（配子）第 号
発令年月日 平成・令和 年 月 日

（ 退去等 接近禁止 電話等禁止 子への接近禁止 子への電話等禁止
 親族等への接近禁止）

(3) これまでに相手方から振るわれた最もひどい暴力は、

前記(2)で記載した最後に相手方から受けた暴力です。

次に記載する暴力です。

① 暴力を受けたのは、平成・令和 年 月 日ころです。

場所は 　　　　　です。

② その暴力はどのようなものでしたか。

たたく（殴る） 蹴る 　　　　　

③ その暴力は体のどこに受けましたか。

④ その暴力の原因はどのようなことでしたか。

⑤ その暴力で怪我をしましたか。

怪我はありませんでした。

そのときの暴力で怪我をしました。

医師の治療は受けられませんでした。

治療のために入院 日間通院（加療） 日間が必要でした。

相手方から暴力を受けた状況については、次の事件で述べたとおりです。

地方裁判所 　　平成・令和 年（配子）第 号

（暴力を受けたことの証拠 写真（甲第 号証） 診断書（甲第 号証）

　　（甲第 号証） 　　（甲第 号証）

B 相手方から生命又は身体に対し害を加える旨の脅迫を受けた状況

(接近禁止等及び退去等)

(1)① 相手方から生命又は身体に対する脅迫を受けるようになったのは、平成・令和年 月ころです。

場所は、 。

② その脅迫の内容はどのようなものでしたか。

③ その脅迫の原因はどのようなことでしたか。

(2)① 最後に相手方から脅迫を受けたのは、平成・令和 年 月 日ころです。

場所は 。

② その脅迫の内容はどのようなものでしたか。

③ その脅迫の原因はどのようなことでしたか。

(3) これまでに相手方から受けた生命又は身体に対する脅迫のうち、最も生命又は身体に危険を感じた脅迫は、

上記(2)で記載した最後に相手方から受けた脅迫です。

次に記載する脅迫です。

① その脅迫を受けたのは、平成・令和 年 月 日ころです。

場所は 　　　　　　　　　　　　です。

② その脅迫の内容はどのようなものでしたか。

③ その脅迫の原因はどのようなことでしたか。

相手方から生命又は身体に対し害を加える旨の脅迫を受けた状況については、次の事件で述べたとおりです。

地方裁判所 　　　　　　　　　　　　平成・令和 年（配子）第 号

(生命又は身体に対し害を加える旨の脅迫を受けたことの証拠)

CD-R、USBメモリ等の録音体 (説明書面(反訳書を含む。)*)(甲第

号証) 手紙・メール・SMS等(甲第 号証) 診断書(甲第 号証)

(甲第 号証) *発言者や内容、発言が再生開始後何分何秒のものか等を説明した書面

C 相手方から自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨の脅迫を受けた状況
(接近禁止等のみ)

(1)① 相手方から自由、名誉若しくは財産に対する脅迫を受けるようになったのは、平成・令和 年 月ころです。

場所は 　　　　　　　　　　　　です。

② その脅迫の内容はどのようなものでしたか。

③ その脅迫の原因はどのようなことでしたか。

(2)① 最後に相手方から脅迫を受けたのは、平成・令和 年 月 日ころです。

場所は 　　　　　　　　　　　　です。

② その脅迫の内容はどのようなものでしたか。

③ その脅迫の原因はどのようなことでしたか。

(3) これまでに相手方から受けた自由、名誉若しくは財産に対する脅迫のうち、
最も自由、名誉若しくは財産に危険を感じた脅迫は、

上記(2)に記載した最後に相手方から受けた脅迫です。

次に記載する脅迫です。

① その脅迫を受けたのは、平成・令和 年 月 日ころです。

場所は 　　　　　　　　　　です。

② その脅迫の内容はどのようなものでしたか。

③ その脅迫の原因はどのようなことでしたか。

相手方から自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨の脅迫を受けた状況
については、次の事件で述べたとおりです。

地方裁判所

令和 年(配子)第 号

(自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨の脅迫を受けたことの証拠)

CD-R、USBメモリ等の録音体 (説明書面(反訳書を含む。)*)(甲第

号証) 手紙・メール・SMS等(甲第 号証) 診断書(甲第 号証)

(甲第 号証) (甲第 号証))

*発言者や内容、発言が再生開始後何分何秒のものか等を説明した書面

4 私が、今後、相手方からの更なる暴力又は脅迫によって、私が生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと考える理由は次のとおりです。

(1) 生命又は身体に対する重大な危害を受けるおそれ（接近禁止等及び退去等）

私が、今後も相手方から身体に対する暴力を受けて、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと思う理由は、次のとおりです。

(2) 精神に対する重大な危害をうけるおそれ（接近禁止等のみ）

私が、今後も相手方から暴力を受けたり、生命・身体・自由・名誉・財産への脅迫を受けて、私の精神に重大な危害を受けるおそれ大きいと思う理由は、次のとおりです。

①ア 私は、平成・令和 年 月 日（通院開始日（初診日））から、精神疾患に関して医師の治療を受けており、今後も通院加療を要します。
診断書（傷病名：うつ病 PTSD 適応障害 不安障害 身体化障害
その他（ ））

①イ 私は、相手方からの上記3で記載した暴力・脅迫等がなければ、上記の精神疾患にはり患しませんでした。その理由は以下のとおりです。

- ② 私は以下の理由により、相手方から暴力を受けたり、生命・身体・自由・名誉・財産への脅迫を受けて、私の精神に重大な危害を受けるおそれが大きいです。

5【子への接近禁止命令・子への電話等禁止命令を求める場合（求めない場合は記載不要です。）】

（※ なお、「子を相手方の暴力から守りたい。」「子を相手方に会わせたくない。」という理由では、子への接近禁止命令・子への電話等禁止命令を求めることはできません。）

私は、相手方に対し、申立ての趣旨記載の私と同居している子への接近禁止命令・電話等禁止命令を求めます。相手方が上記の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他、私がお子に関して相手方と面会を余儀なくされると考える具体的な事情は、次のとおりです。

(1) 相手方が、接近禁止を求めている子を連れ戻そうとしたことはありますか。

ありません。

あります。連れ戻しに来た日時と場所は次のとおりです。

令和 年 月 日 午 時 ころ （場所 ）

令和 年 月 日 午 時 ころ （場所 ）

(2) 相手方が、接近禁止を求めている子を連れ戻すと思われる言動をしたことはありますか。

ありません。

あります。連れ戻すと思われる言動は次のとおりです。

令和 年 月 日 午 時 ころ、下記言動がありました。

令和 年 月 日 午 時 ころ、下記言動がありました。

(3) その他、その子に関して私が相手方と面会を余儀なくされると考える事情は以下のとおりです。

6 【親族等への接近禁止命令を求める場合（求めない場合は記載不要です。）】

私は、次のような理由から、相手方に対し、申立ての趣旨記載の私と社会生活上密接な関係がある親族等への接近禁止命令を求めます。

(1) 氏名

申立人との関係：

相手方が上記親族等の住居に押しかけて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他、私とその親族等に関して相手方と面会を余儀なくされると考える具体的な事情は以下のとおりです。

① 相手方が、接近禁止を求めている親族等の住居に押し掛けたことはありますか。

ありません。

あります。住居に押し掛けた日時及び場所は次のとおりです。

令和 年 月 日 午 時 ころ （ の住居）

令和 年 月 日 午 時 ころ （ の住居）

② その際相手方が、接近禁止を求めている親族等に著しく粗野又は乱暴な言動をしたことはありますか。

ありません。

あります。著しく粗野又は乱暴な言動は次のとおりです。

令和 年 月 日 午 時 ころ、下記言動がありました。

令和 年 月 日 午 時 ころ、下記言動がありました。

③ その他、その親族等に関して私が相手方と面会を余儀なくされると考える事情は以下のとおりです。

(2) 氏名^{ふりがな}

申立人との関係：

相手方が上記親族等の住居に押しかけて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他、私はその親族等に関して相手方と面会を余儀なくされると考える具体的な事情は以下のとおりです。

① 相手方が、接近禁止を求めている親族等の住居に押し掛けたことはありますか。

ありません。

あります。住居に押し掛けた日時及び場所は次のとおりです。

令和 年 月 日 午 時 ころ (の住居)

令和 年 月 日 午 時 ころ (の住居)

② その際相手方が、接近禁止を求めている親族等に著しく粗野又は乱暴な言動をしたことはありますか。

ありません。

あります。著しく粗野又は乱暴な言動は次のとおりです。

令和 年 月 日 午 時 ころ、下記言動がありました。

令和 年 月 日 午 時 ころ、下記言動がありました。

③ その他、その親族等に関して私が相手方と面会を余儀なくされると考える事情は以下のとおりです。

7 私は次のとおり、配偶者暴力相談支援センター（以下「DVセンター」という。）
や警察に相談したり、援助や保護を求めました。

(1)① 平成・令和 年 月 日 午 時頃

② 相談機関

DVセンター

札幌方面 警察署 （他都府県 ）警察署

③ 相談内容

相手方から受けた暴力、生命・身体に対する脅迫

相手方から受けた自由・名誉・財産に対する脅迫

今後、暴力・脅迫を受けるおそれがあること

子への接近禁止命令・電話等禁止命令を求める事情

親族等への接近禁止命令を求める事情

再度の退去等命令を求める事情

④ 措置の内容

保護命令制度についての情報提供

を受けました。

(2)① 平成・令和 年 月 日 午 時頃

② 相談機関

DVセンター

札幌方面 警察署 （他都府県 ）警察署

③ 相談内容

相手方から受けた暴力、生命・身体に対する脅迫

相手方から受けた自由・名誉・財産に対する脅迫

- 今後、暴力・脅迫を受けるおそれがあること
- 子への接近禁止命令・電話等禁止命令を求める事情
- 親族等への接近禁止命令を求める事情
- 再度の退去等命令を求める事情
-

④ 措置の内容

- 保護命令制度についての情報提供
- _____を受けました。

8 【再度の退去等命令を求める場合（求めない場合は記載不要です。）】

(1) 私が、退去等命令の期間中に転居を完了できなかった理由は以下のとおりです。

(2) 私がさらに退去等命令を求める理由は、以下のとおりです。

9 家庭裁判所に係る事件

家庭裁判所に離婚等調停の申立て又は離婚訴訟を提起していますか。

していません。

しています。

家庭裁判所 支部 令和 年(家)第 号

家庭裁判所 支部 令和 年(家)第 号